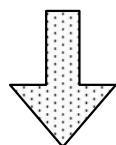
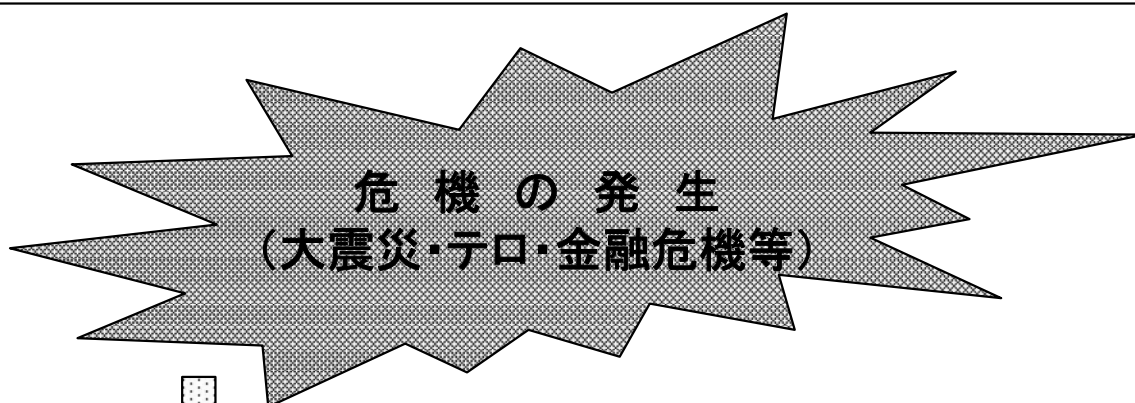
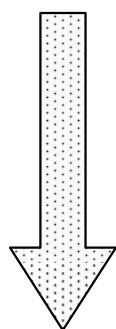


主務大臣による危機の認定について

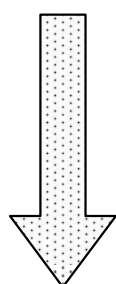


主務大臣による危機の認定【公庫法第11条】



- ①一般の金融機関が通常の状態により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、
かつ
- ②指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要
であると認められる場合に危機を認定

認定内容の公庫・指定金融機関への通知【公庫法第22条】



- 危機対応業務の対象とすべき事案、実施期間、危機対応業務の対象となる者等について、主務大臣が定めた事項を通知

認定内容の公示【公庫法第22条】

- 危機を認定した旨及び公庫・指定金融機関へ通知した事項については、官報において公示

特定資金について

1. 特定資金とは

○「特定資金」とは、危機対応業務の対象となる資金であり、公庫法第2条第4号において「内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金」と定義される

○具体的な資金の範囲は政令で定めることとされている

2. 特定資金に含まれる資金

○特定資金は、公庫法施行令第4条において「危機による被害に対処するために必要な事業資金」と定義される

具体的には、以下のような資金が特定資金に該当する

- ①農林漁業者、食品産業を営む者及び中小企業者が必要とする資金
- ②中小企業等協同組合、商工組合等の組合向け資金、
上記組合の構成員等向け資金 等
- ③基幹インフラ向け長期設備資金、
大企業向け長期運転資金 等
- ④その他上記に準ずる資金

指定金融機関について

1. 指定金融機関とは

○公庫からの信用の供与(資金の貸付け、損失の一部補てん及び利子補給)を受け、事業者に対して危機対応業務を実施する金融機関

○指定金融機関は、危機対応業務として具体的に以下の業務を行うことができる

- ①事業者に対する特定資金の貸付け
- ②特定資金に係る手形の割引
- ③特定資金に係る債務の保証又は手形の引受け
- ④特定資金の調達のために発行される社債の取得
- ⑤特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受け

(注)各金融機関の業法において認められている範囲の業務に限られる

2. 指定金融機関となることができる金融機関

○指定金融機関となることができる金融機関は、以下のとおり

- ①銀行・長期信用銀行
- ②信用金庫・信用金庫連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会
- ③労働金庫・労働金庫連合会
- ④農業協同組合・農業協同組合連合会
- ⑤漁業協同組合・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会
- ⑥農林中央金庫
- ⑦株式会社商工組合中央金庫・株式会社日本政策投資銀行

(注1)④、⑤に掲げる者については、預貯金取扱業務及び貸付業務を併せ行うことができるものに限る

(注2)②～⑤に掲げる者については、各業法に基づき行政庁から認可等を受けた営業地区の範囲内においてのみ危機対応業務を行うことができる

(注3)⑦に掲げる者については、公庫法に基づくみなし指定金融機関。

3. 指定の審査基準

○指定金融機関の指定を受けるためには、以下の法定要件を満たすことが必要

- ①「役員のうち、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものに該当する者等がいる」等の欠格事由に該当していないこと
- ②業務規程が法令及び危機対応円滑化業務実施方針に適合し、かつ、危機対応業務を適切かつ確実に遂行するために十分なものであること
- ③「人的構成に照らして、危機対応業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること」等の指定基準に適合していること

指定金融機関の指定事務の流れ

金融機関等からの指定申請書等の提出 【公庫法第16条】

- 指定申請書等は、本省及び各地方支分部局において受付け
⇒地方支分部局にあつては、所定様式により受理報告を作成し、本省へ送付
- 地方支分部局は指定申請書等の一次審査(注)を実施
(注)指定申請書、業務規程及び添付書類の記載事項の確認等
- 地方支分部局は、20日以内に本省へ指定申請書を進達

指定申請書等の審査

- 財務省、農林水産省、経済産業省において審査
- 【審査基準】
- ①公庫法第16条第4項各号に該当していないこと
 - ②申請が公庫法第16条第5項各号に適合すること
- (注)基準の適合性に係る詳細な審査事項は「指定金融機関の指定及び監督に関する指針」を参照

指定金融機関の指定 【公庫法第11条】

- 申請者を指定金融機関として指定する場合は、指定書を交付
- 指定書については、原則として、申請者の本店等の所在地を管轄する地方支分部局を経由して交付

指定金融機関を官報により公示 【公庫法第17条】

- 【公示事項】
- ①指定金融機関の商号(名称)・住所
 - ②危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

指定金融機関に係る監督権限等

1. 業務規程の変更命令【公庫法第20条第2項】

○主務大臣は、指定金融機関の業務規程を変更すべきことを命ずることができる

【命令要件】

- ・指定金融機関の業務規程が危機対応業務の適正かつ確実な遂行上不適当となったと認められるとき

【命令権者】

- ・主務大臣

2. 指定金融機関に対する監督命令【公庫法第24条】

○主務大臣は、指定金融機関に対して、危機対応業務に関し監督上必要な命令をすることができる

【命令要件】

- ・公庫法を施行するため必要があると認めるとき

(指定金融機関による危機対応業務については、公益性・公共性が高く、安定的に実施される必要があり、それを担保するための規定)

【命令権者】

- ・主務大臣
- ・地方支分部局の長(公庫法施行令により権限が委任されている)

3. 指定の取消し等【公庫法第26条】

○主務大臣は、指定金融機関の指定を取り消し、又は危機対応業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる

【取消し等要件】

- ・指定金融機関が公庫法第16条第4項の欠格事由に該当するに至ったとき
- ・指定の時点において、公庫法第16条第5項に定める指定基準に該当していなかったことが判明したとき
- ・指定金融機関が不正な手段により指定を受けたことが判明したとき
- ・公庫法若しくは公庫法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

【取消し等権者】

- ・主務大臣

4. 指定金融機関に対する報告及び検査【公庫法第59条第2項】

○主務大臣は、指定金融機関に対して危機対応業務に関し報告をさせ、又は職員を指定金融機関の営業所等に立ち入らせて、必要な検査をさせることができる

【報告等要件】

- ・公庫法を施行するため必要があると認めるとき

【報告等権者】

- ・主務大臣
- ・金融庁長官(財務局長等)・・・リスク管理に係る検査に限る
- ・地方支分部局の長(公庫法施行令により委任されている)
 - ・・・金融庁長官に委任された権限を除く

5. 内閣総理大臣等への通知【公庫法第66条】

○主務大臣は、指定金融機関に対して一定の行政処分をした場合又は指定金融機関から業務の休廃止の届出があつた場合には、当該指定金融機関の金融関係法令の監督大臣に対して、その旨の通知を行う

(指定金融機関の財務の健全性確保等に関しては、金融関係法令に基づき、各所管大臣が個別に指導・監督を行うことで担保することとしており、各所管大臣による適切な指導・監督に資するため、主務大臣が各種行政処分等の情報を提供する趣旨)

【通知要件】

- ・指定金融機関として指定した場合(指定の更新を含む)
- ・指定金融機関の地位承継の認可をした場合
- ・指定金融機関へ監督命令又は指定の取り消し等を行った場合
- ・指定金融機関から業務の休廃止の届出を受理した場合

【通知権者】

- ・主務大臣